

相続預金手続き ケース別 必要書類&注意点

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

「遺産分割協議書」があるという相続人の方に
準備いただく書類と注意点は？」

相続預金の手続き

相続預金の手続きは、まず遺言書が作成されてきたかどうかを確認することから始まります。遺言書が有効に遺言書に記載された内容どおりに相続預金が承継されます。

次に、遺言書がない場合や遺言書に記載されていない遺産がある場合には、相続人全員の話し合いにより、だれがどの遺産を相続するか決めることとなります。

このような手続きを遺産分割といい、そのための話し合いのことを遺産分割協議といえます。そして遺産分割協議の結果を書面にしたものが「遺産分割協議書」です。

遺産分割協議書には、特に様式は定められていませんが、各遺産の名義を相続人に変更する際の確認書類となりますので、それぞれ

の財産が特定できるように、ある程度厳格に作成されなければなりません。

個々の遺産をだれが相続するのが記載される

それでは、遺産分割協議書のサンプルをもとに解説します。遺産分割協議書には、個々の遺産をだれが相続するのが記載され、相続人全員が署名押印します。このときの印鑑は実印にて行い、印鑑証明書の添付により相続人本人が同意したことの確認とします。

まず、預金者の死亡の事実を、被相続人の最後の戸籍謄本で確認します。次に法定相続人がだれであるかを、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人の戸籍謄本で確認します。相続人署名押印欄にすべての法定相続人の署名押印があるか、印鑑証明書の

とともに確認します。法定相続人が1人でも欠けていると遺産分割協議書は有効ではありませんので、欠けている相続人の署名押印を求めましょう。

続いて自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺産明細欄の記載内容と照合します。遺産分割協議書に記載されていない相続預金等があれば、あらかじめ遺産分割協議書の修正または、相続届により記載外の相続預金の承継者を決めよう必要があります。

なお、記載外の財産についての承継者が定められている場合には、その承継者が記載外の相続預金を引き継ぐこととなります。また預金取引の他に、投資信託や借入れ、出資金、貸金庫などの取引があれば、所定の手続きを案内しましょう。

遺産分割協議書は、財産の承継

に関わる重要な書類です。遺産分割協議書が複数枚にわたる場合には「相続人全員の割印が押印されているか」、また記載内容に訂正がある場合には「相続人全員の訂正印があるか」を確認します。遺産分割協議書を作成した後で、一部の相続人による改ざんが行われていないかをしっかりチェックしておきたいところです。

遺産分割協議書が作成される場合の「相続届」において、署名押印を求めているのは、基本的に自店の相続預金の承継者ということになります。相続届は、預金者死亡の事実確認および相続預金の凍結を行うための書類で、どのようなパターンでも、提出を求める書類となっています。

遺言書がなく、遺産分割協議書を作成しない場合は、相続届を活用することになります。この場合の相続届は、自店の相続預金に限定した遺産分割協議書を兼ねることになり、すべての相続人の署名押印が必要となります。

88

図表 遺産分割協議書がある場合の必要書類など



①相続届

預金の相続人に記入・実印を押印してもらう

❗預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

②出生から死亡までの連続した被相続人の戸籍謄本等

本籍地の市区町村役場にて取得してもらう

(戸籍全部事項証明書だと1通450円～、除籍謄本は750円～)

❗「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所地の市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう

郵送で取得可能 (発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う)

③すべての相続人の現在の戸籍謄本等

上記②参照

④すべての相続人の印鑑証明書

住所地の市区町村役場等にて取得してもらう (1通300円～)

発行後6ヵ月以内

マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある

❗「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

⑤相続預金の通帳・キャッシュカード

❗貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

❗通帳や証書等が見つからない場合は、喪失届などの提出を求める

▼遺産分割協議書のサンプル

遺産分割協議書

被相続人 近代太郎 (令和3年8月1日死亡) の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

第1条 相続人 近代花子が相続する財産

～割愛～

三、普通預金
尾張信用金庫 名古屋支店 口座番号13579

第2条 相続人近代一郎が相続する財産

一、普通預金
しゃちほこ銀行 名古屋港支店 口座番号112233

二、上記に掲げる財産以外のすべての財産

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

令和3年8月14日
愛知県名古屋市中村区中村町7丁目77番地7 相続人 近代花子 ㊞
愛知県名古屋市中村区中村町7丁目77番地7 相続人 近代一郎 ㊞